

習志野商工会議所報

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

7

Vol.400

2020

仕事の現場 Part 31

台湾茶屋モクテルストーリー(谷津)

「モクテル」は、イギリス発祥のMock(モック=見せかけの)とCocktail(カクテル)を組み合わせた造語で、ノンアルコールカクテルのこと。その路地裏に隠れた台湾のモクテルメニューをふるまう小さなカフェには、今日もささやかな台湾旅行気分を求める人たちが足を運びます。

報告 第67回 通常議員総会を開催

6月23日(火)、第67回 通常議員総会を開催し、令和元年度事業や収支決算など、全7議案が承認されました。報告事項では、新型コロナウイルス感染症対策への対応や持続化給付金申請サポート会場について事務局より報告しました。



開会の挨拶をする白鳥会頭

表彰 多年の功績を称え表彰状を授与

当所会員事業所の実叻商店会連絡協議会(会長 細野浩司氏)が、長きにわたり、地域経済の振興貢献されたことが称えられ、関東商工会議所連合会の表彰状が授与されました。



細野浩司会長(右)と白鳥会頭

お知らせ 令和2年度 習志野市政への要望書について

6月23日(火)、第67回 通常議員総会にて、令和2年度 習志野市への要望書が承認されました。当所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、社会・経済活動の正常化に向けて、引き続き、会員の声や経営の実態、地域が抱える諸問題の解決に取り組んでいきます。

【要望内容】

- ①市内商店会等が実施する復興イベントへの支援について
- ②「習志野市地元のちから復活応援事業」の要件拡充について
- ③「#食べよう習志野キャンペーン」の利用拡大に向けた継続的な支援について
- ④学校等公共施設における予定工事の適切な実施並びに工期の調整について
- ⑤コロナ対応(業務転換、店舗改装等)を支援する助成制度の創設について
- ⑥都市計画法第29条の開発行為に係る適用判断の迅速化について
- ⑦「習志野版SDGs表彰制度(仮称)」の創設について

- ⑧企業が従業員に対して実施する健康診断への費用の一部助成について
- ⑨工業・準工業・工業専用地域内道路の照度と安全性の確保について(継続)
- ⑩JR津田沼駅南北の再開発について(継続)

会費(前期分・一年分)の納入期日延長について

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響が大きいことから、金融機関への振り込みでお願いしております前期分及び一年分会費の納入期日を、下記のとおり延長させていただくことといたしました。

(通常年度) 7月末日 → (令和2年度) 9月末日

※納入につきましては、柔軟に対応させていただきますので、ご相談ください。

※後期分につきましては、10月以降に改めてご連絡させていただきます。

問合せ 経営室 TEL: 047(452)6700

貸会議室の貸出しを再開します

当所では、国の持続化給付金申請サポート会場の設置に伴い、一部貸会議室(3F大会議室、2F研修室)の貸出しを中止していましたが、8月から通常通り貸出しを再開します。なお、ご利用に際しては、感染予防のため、3密の回避やソーシャルディスタンスの確保等、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職務・執行者変更について

1号議員

(株)ジオ・アカマツモリシア津田沼
マネジメントセンター
館長 岡田 浩一氏



代表者変更により、
館長 川原 陵氏

お盆休業のお知らせについて

弊所では、8月13日(木)、14日(金)をお盆休みとし、全館休業させていただきます。期間中はご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。



新型コロナ
ウイルス
感染症関連

令和2年度 第2次補正予算で追加・拡充された 主な中小事業者向け支援施策

(6月30日時点)

1 持続化給付金がフリーランスやスタートアップ企業等にも対象を拡大!

新型コロナ感染拡大により大きな影響を受けている事業者が、事業全般に広く使える国の持続化給付金(最大で法人は200万円、個人事業主は100万円)について、以下の通り対象が拡大されました。

【これまでの基本的な給付対象】

中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主・その他各種法人等で、新型コロナ感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。

【今回対象が拡大された者】

- ①本年1月～3月に創業したスタートアップ企業で、新型コロナ感染拡大後の任意のひと月の事業収入が、1月～3月の平均と比べて5割以上減少したことが証明できる者(最大200万円)。
- ②確定申告で主な収入を雑所得や給与所得で申告しているフリーランスを含む個人事業主で、業務の委託元が発行した支払い調書などで事業内容が確認できる者(最大100万円)。

2 家賃支援給付金制度が新設されます

新型コロナ感染症を契機として売上減少に直面するテナント事業者に対して、地代・家賃の負担を軽減することを目的とした給付金制度が新設されます。

【給付対象】

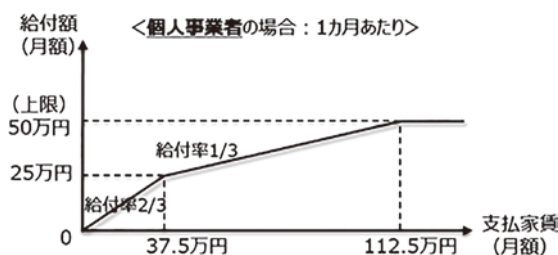
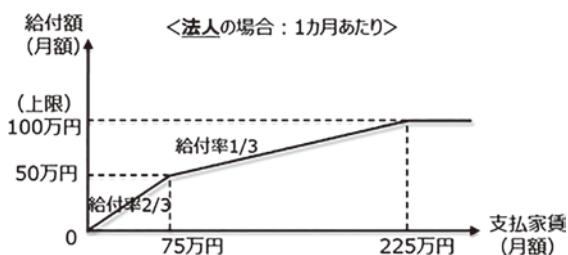
テナント事業者のうち、中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

- ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少

【給付額/給付率】

- 給付額は申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)。
- 給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし6ヶ月分を給付。
加えて、複数店舗を所有する場合などの上限を超える場合の例外措置を設ける。

※支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付し、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引上げる。



習志野商工会議所からのお知らせ

①「持続化給付金申請サポート会場」が開設されています

国の持続化給付金の申請サポート会場(習志野会場)が、7月31日までの期間、当所会館3階に開設されています。詳細は、持続化給付金公式HP (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)でご確認ください。



②「第5回新型コロナの影響に関する緊急アンケート」を実施しています

新型コロナ感染症に係る市内事業所の経営状況に関するアンケート調査を、7月20日を期限に実施していますのでご協力をお願いいたします。(同封のアンケート用紙もしくは当所HPからご回答ください)

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート



レジ袋削減にご協力下さい

プラスチックは、非常に便利な素材である一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあります。このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化が始まりました。皆様も、レジ袋有料化をきっかけにエコバックを持ち歩く等、自身のライフスタイルを見直すきっかけとしてください。

【対象となる事業者】

プラスチック製買物袋を扱う小売業(※)を営む全ての事業者が対象となります。

主な業種が小売業ではない事業者(製造業やサービス業)であっても、事業の一部として小売業を行っている場合は有料化の対象となります。



海洋プラスチックごみ問題を含めた環境問題が深刻さを増しています。



政府では環境問題解決に向けて様々な施策を実施、検討しています。



“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一步になるよう、皆様のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

※各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

消費者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-080180

事業者
向け



レジ袋有料化お問合せ窓口
☎ 0570-000930

経済産業省
レジ袋有料化
に関するHP



https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

あじさい共済 加入者限定 厳選 夏のプレゼントを実施!!

習志野商工会議所独自の共済制度「あじさい共済」にご加入いただいている会員事業所限定の、「夏のプレゼント」を実施します。今回は、新型コロナ禍でも頑張る市内飲食店のお弁当をオフィスにお届けします。ご加入いただいている事業所の方はもちろん、まだご加入いただいている事業所についても、ぜひこの機会にご加入のうえご応募ください。

- 当選数 6事業所
- 応募資格 あじさい共済加入事業所
- 申込 同封チラシにて申込
- 締切 7月27日(月) 必着
- 発表 当選事業所は、商工習志野8月号(8月10日発行)で発表します。
- 問合せ 経営室 TEL: 047(452)6700

(※詳細は、同封のチラシをご参照ください)



お知らせ 募集

習志野商工会議所
TEL: 047(452)6700

募集

貴社のPRを支援します!

習志野商工会議所では、会員限定で、下記の広報サービスを行っています。

■DM発送代行サービス

毎月10日に発送している会報誌「商工習志野」に、貴社のチラシを安価で折り込むDM発送サービスを実施しています。

▶**発送先** 会員事業所(約2,000事業所)

▶**費用** チラシ持込: 31,500円
印刷依頼: 36,700円
(※1通 約15.7円)

▶**問合せ** 経営室 TEL: 047(452)6700

お知らせ

令和2年度「夏季の省エネルギーの取組について」

国の省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議では、6月から9月を『夏季の省エネキャンペーン期間』と定め、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組みをより一層推進していきます。つきましては、皆様におかれましても、無理のな

い範囲で省エネルギーへの取組みの実践についてご理解、ご協力をお願いします。

▶**問合せ** 関東経済産業局 地域経済課
TEL: 048(600)0255

職場におけるハラスメント防止対策について～令和2年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます!～

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法が施行され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となるとともに、職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策が強化されました。職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

▶**問合せ** 千葉県商工労働部 雇用労働課
TEL: 043(223)2743

「雇用維持サポート相談」の実施について～雇用に関するお悩みはございませんか?～

社会保険労務士が、雇用調整助成金等の雇用関係の各種手続きや雇用維持のための取組について、電話又はWebで相談に応じます。

▶**電話相談** TEL: 043(223)3868

▶**問合せ** 千葉県商工労働部 雇用労働課 働き方改革推進班
TEL: 043(223)2743

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温が高い日が続くこれからの時期に備え、労働者一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多くの言語によるリーフレット、障害をお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。

▶**問合せ** 船橋労働基準監督署 安全衛生課
TEL: 047(431)0196

「こころの電話相談室」増設のご案内

現在、全世界で猛威をふるうコロナウイルス感染症に関する自殺予防対策事業として、弊協会では、2020年6月より産業カウンセラーによる「こころの電話相談室」を下記のとおり増設しましたので、ご案内いたします。

▶**実施日** 毎週月曜日と金曜日
(祝日・年末年始を除く)

▶**増設実施時間**
10時～正午まで(従来実施時間
13時～17時まで)

▶**問合せ** 一般社団法人
日本産業カウンセラー協会
東関東支部
TEL: 04(7168)7160

6社
限定

新京成電車中吊りポスター 会社・お店をPRしませんか?!

当所では、新京成電鉄が「新京成ドリームトレイン」を期間限定で運行することにあわせ、会員事業所限定の電車内への中吊りポスターを安価で掲示できるサービスを提供します。企業PRや販売促進など、是非この機会をご利用ください。(※詳細は、同封のチラシをご参照ください)

新京成ドリームトレインとは…

子供たちに描いてもらった「自分の夢、将来の夢」の絵を、3ヵ月間(令和2年9月15日～12月15日)車体ラッピング等を行う事業です。

【問合せ】 中小企業支援室 ☎047(452)6700

(車内中吊り広告イメージ)



毎月2,000部発行「商工習志野」へチラシ同封してPRしませんか? 1回につき31,500円
両面印刷・光沢・カラー印刷もOK! 36,000円で印刷(モノクロ)代行します!

つだぬま相続相談室 江川二郎行政書士事務所

"遺言・相続専門の 行政書士事務所です"

JR津田沼駅北口より徒歩4分のところにある『つだぬま相続相談室』は、遺言・相続関係に特化した数少ない行政書士事務所の1つです。遺言書の作成・遺言執行から、遺産の分割・手続きまで、ワンストップで行っています。親切・丁寧に分かりやすくご説明してくれますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。



住所: 津田沼1-13-24 カメリヤマンション205号 代表者: 江川 二郎さん
TEL: 0120(13)0025 FAX: 047(407)4633 営業時間: 9時~18時
定休日: 日曜日・祝日(休日のご依頼も対応しています)
MAIL: info@tsudanuma-souzoku.jp
HP: http://www.tsudanuma-souzoku.jp

せんず鍼灸整骨院

"一人ひとりに合った施術を心がけています"

『せんず鍼灸整骨院』では、通院、出張施術ともに資格保持のスタッフがそれぞれのお客様に合った施術を提案しています。また、東洋と西洋の専門的な観点から、体全体のバランスを整え、できる限り痛みの状態がよい方向へ改善していきけるよう、優秀なスタッフがサポートしています。施術方法は手技、鍼、機械装置と痛みの状態に応じてそれぞれ使い分けています。ぜひ一度お越しください。



住所: 千葉市美浜区磯辺1-19-10 代表者: 高嶋 豪さん
TEL・FAX: 043(301)4155 営業時間: 【月~金】10時~20時
【水】10時~14時 【土】10時~16時 定休日: 日曜日・祝日
MAIL: sens1002sens@gmail.com HP: sens2014.com

小林禧継 税理士事務所

"相続税・贈与税・譲渡所得等 資産税関係の申告／ 問題解決を格安にて承ります"

『小林禧継 税理士事務所』では、実務経験豊富な国税出身の税理士が資産税務の問題解決のお手伝いをしています。相続税・贈与税申告、譲渡所得算出、資産税問題検討・立案などについてのご相談や、国外資産の譲渡・贈与などの国際案件も可能です。お困りのことなどございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。



住所: 鷺沼2-9-50-212 代表者: 小林 禧継さん
TEL: 090(6075)2437 FAX: 047(479)5673 定休日: なし
営業時間: 8時30分~18時 MAIL: yxiaolin117@gmail.com
HP: http://www.kobayashisan.net

※社内でご覧ください